

1 はじめに

湯河原町立学校で、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第28条に定めるいじめの重大事態が発生した。

湯河原町においては、「湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例」第1条により、湯河原町立学校に通う児童・生徒の事故に関し、いじめの事実、事故といじめとの関係、湯河原町教育委員会（以下「教育委員会」という）が執るべき措置その他の事項について調査・審議させるため、湯河原町いじめに関する調査委員会を教育委員会の附属機関として設置する」と規定されている。そこで、令和7年10月より本事案に関する調査委員会が設置され、調査・協議を進めてきた。本調査委員会は、文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を踏まえ、中立性や公平性を確保し、法第28条第1項に基づく調査を実施し審議した結果を報告する。

2 調査委員の構成

法に対する付帯決議（平成25年6月19日）には「本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公正性・中立性が確保されるよう努めること」とされ、本委員会はそれに則って構成された。

調査委員の構成は以下のとおりである。

氏 名	役 職 等
委 員 長	人権擁護委員
副委員長	大 学 准 教 授
委 員	臨 床 心 理 士
委 員	臨 床 心 理 士

3 調査委員会の活動状況

	実施日	回	実施日
1	令和7年10月30日	8	令和8年3月16日
2	令和7年12月1日	9	令和8年3月31日
3	令和7年12月9日	10	令和8年4月16日
4	令和8年1月15日	11	令和8年4月30日
5	令和8年1月23日	12	令和8年5月27日
6	令和8年2月4日	13	令和8年6月24日
7	令和8年3月3日	14	令和8年7月1日

4 調査方法

(1) 資料分析

学校から提出された報告書・資料

- ・学校報告書
教育相談コーディネーター（以下「コーディネーター」という）がまとめたもの
- ・添付資料
学校報告書に添付された詳細資料

(2) アンケート調査

- ・児童向け
対象：同学年の児童
期間：令和7年11月12日～令和7年11月20日
方法：アンケート用紙に記載のうえ設置の回収箱へ投函
- ・教員向け
対象：関係教職員
期間：令和7年11月12日～令和7年11月20日
方法：アンケート用紙に記載のうえ教育委員会へ郵送

(3) 聴き取り調査

- ・当該児童 令和7年12月9日、調査員2名により実施。
- ・当該児童保護者（父、母） 令和7年12月9日、調査員2名により実施。
- ・関係児童 令和8年1月15日、それぞれ保護者同席のもと調査員2名により実施。
- ・学校関係者（校長、コーディネーター、当該児童の担任）
令和8年2月4日、調査員2名により実施。
- ・教育委員会関係者 会議中の聴き取りにて実施。

5 対処及び再発防止策の提言

(1) 学校及び教育委員会の対応に関する提言

本項では対応の原則と今後の予防策を考えるための方向性について述べる。

ア いじめが発覚してからの対応

本事案においては、長期欠席の原因がいじめによるものと分かって関係児童に事実確認をした後、すぐに双方の保護者に連絡しなかったことが問題を長期化させ、混乱させた致命的な原因となった。

特に[]においてはクラス運営が担任の采配に任されることが多く、本事案においても担任に任せコーディネーターや校内委員会がサポートできなかったこと、結果としてガイドラインに沿っていない対応になったことは否めない。「担任が一番クラスのことをよく知っている」のは事実かもしれないが、だからといって対応も全て担任一人に任せて良いわけではない。コーディネーターを中心とした対応の役割分担や進捗の確認が求められる。

イ 長期欠席への対応

本事案においては欠席し始めた当初はその原因が保護者にもはっきりつかめていなかったこともあり、学校に来られない事態が長期化しつつあることへの危機感の薄さがあった。その背景には、例えば非行や怠学への指導を担う「生活指導」と、困難さを抱えた児童への「特別支援」が校内で分断されてしまいがちな組織事情がある。実際にはどちらが先か分からない複数の原因を持つ「非行」や「不登校」「学習困難」が少なくない中、これら「生活指導」と「特別支援」を一体化して、こどもと家庭を丸ごととらえようとする視点の欠如が恒常的にあると言わざるを得ない。

教員だけで難しければ、後述のように複数の専門家の視点を入れながら、児童を学校全体で、少なくとも複数の眼でとらえる仕組みづくりをしていくために、誰がどのように動く必要があるか、検討していくことが必要である。

(2) 当該児童への指導と学級経営についての提言

ア 「仲直り」が大事なのではない

こどもたちの人間関係や社会性を育てていくにあたり、「みんな仲良く」というスローガンでこどもを縛り、「謝ったら仲直り」という上辺だけ「丸く収める」対応でトラブルが収まったことにしてしまっていないか。

インクルーシブ教育や特別支援教育においては、こどもは一人一人みんな違うことを前提とし、それぞれの意見が尊重される人間関係の構築が求められている。「仲良く」することが求められているのではなく、むしろ「気に食わない」「嫌い」な相手と共に生きていくために互いを尊重しつつも「必要以上に仲良くしない」「適切な距離を保ちつつ」生活し、学び合うことも社会性の育ちとして大切な力である。その前提として、困ったときにヘルプが出せる、嫌なことを「嫌」と言える、誰一人友達がいなくても誰からも攻撃や侵襲されず安心して生活できる場を用意していくことが、今後の学校には求められている。必要に応じた教員の意識改革やコンプライアンス研修、こどもたちへの指導の充実が求められる。

イ 「加害児童」への指導

本事案においては関係児童に最初から明確な加害や嫌がらせの意図があったとは言い難く、むしろ不適切な人間関係に周囲の大人たちが介入できないまま固定化してしまったことが「いじめ」につながった事例であるが、一般的な「いじめ」の指導においては「加害」した児童の抱える問題に目を向け、真摯に自分たちがやったことに向き合えるような指導が必要とされる。

「いじめ」が発覚した時点でまず当該児童の安全を守り必要なケアをすることで安心して登校できる配慮をすること。双方の保護者と情報を共有すること。その上で「加害児童」を別室登校させるなどの配慮をしつつ、なぜそのような行為に至ったのか指導を行うこと。これらを可能とする物的環境（教室等の確保）と人的環境（人員の確保）が必要に応じて速やかに整えられるよう、学校と教育委員会で対策を取ることが求められる。

ウ おとなしければ問題ないのか

担任中心の学級経営をしていく中で、「騒がしい」子どもたちには大人の注目が集まりやすく、専門家にもつながりやすいが、「おとなしい」「学級経営で問題を起こさない」子どもたちが放置され、コミュニケーションや学習面での課題が先送りされてしまう問題がある。

本事案では入学前の幼児期から、あるいは入学当初から、関係する児童たちにコミュニケーションの苦手さなどがあることが把握されていたのに、「仲良しの友達を同じクラスにする」配慮しかなされなかった。担任や保護者以外の専門家が児童の思いを聞き取る機会もなく、児童が嫌だと思ったときに「やめて」と声を上げたり、誰かに相談したりすることができなかった。

「授業中に問題を起こさない」「他の児童に迷惑をかけなければよい」ではなく、それぞれの児童にとって必要な支援や指導がなされていく必要がある。つまり、児童たちが生きるために必要なコミュニケーションや社会性をどのように育てていくのか、幼児期の課題を残して入学してきた児童たちへのプログラムを「言葉の教室」「コミュニケーションの教室」「個別支援計画」「教育相談窓口」「SC」などを利用して保障していく必要がある。

エ 本当に誰も気づかなかったのか

本事案では、継続して起こっていた不適切なからかい遊びやいびつな人間関係に■年生から誰も気づかなかった、また気づいても介入できなかった経緯があった。また決定的な出来事が■年生で何回か起こっていたのに見逃されていた。休憩時間や登下校時に起こっていたことが多かったにせよ、■■■■様子に違和感を覚えた教員や他の児童は本当に誰もいなかったのか。

■■■■■担任は「鬼ごっこでいつも鬼になっている」ことに気づき、■■■■■担任は■■■■■がなんとなく「浮いている」ように感じていたとのことだが、「仲良し■■■■■のじゃれあい」と過小評価することで見過ごされてきた可能性はないか。大人たちがそのように評価していることで、他の児童たちも「あの子たちのことだから」と違和感のないままスルーしてしまうことが繰り返されてきたのではないか。

一つには、担任が違和感を覚えたときに相談できる校内の体制を整えていく必要がある。コーディネーター、ＳＣ、校内のいじめ対策委員会などすぐに複数の眼から情報共有ができる仕組みづくりである。（後述）。

もう一つは、他のこどもたちが互いを尊重し、気になる行動や人間関係があれば誰かに相談できる仕組みづくりとして、いじめアンケート以外に方法はないか、考えていく必要がある。「おかしい」と思った時に声をあげる勇気を育てる集団の形成ができていないか。「嫌だ」と言った時にちゃんとこどもの意思が尊重される教育ができていないか。

大人たちが一人一人のこどもの意思を尊重して、その言葉を受け止める姿勢を見せることが、他のこどもたちにとっても、大人とこどもとの信頼関係を構築していくことにつながるのではないかな。

(3) 関係機関との連携についての提言

大人の都合で、すなわち「クラス運営で問題を起こさない」かどうかで支援の必要性を判断するのではなく、こどもの最善の利益を念頭に置き、一人一人のこどものニーズに応じた支援や指導を用意する必要がある（特別支援教育の理念）。そのためには担任任せにせず、特別支援教育コーディネーター、ＳＣ、養護教諭、指導主事、外部の専門家など、複数の専門家による細やかな指導の体制が求められる。ＳＣの勤務体制には自治体や学校によってかなり差があるが、常勤で心理専門職が配置できる環境が整わない中でも、例えば校内委員会やケース会議が設定される日には必ずＳＣも参加できるよう勤務日や会議開催日程を調整するなどの工夫している自治体もある。

外部の専門家としては、医療関係者、心理専門職、療育や放課後児童デイサービス、学童、児童相談所、自治体の障害福祉や虐待の地域担当ソーシャルワーカー、保健師、必要に応じて弁護士や警察等、いつでも連携が取れるよう普段からのネットワークを構築しておくとういと思われる。

(4) 幼保小を通じた支援体制に関する提言

特に、就学前に把握されているこどもたちの課題について、幼稚園・保育園等からの申し送りや教育支援委員会での情報を基に、入学前に学校や教育委員会が保護者との関係を構築しておく必要がある。

特別支援教室の利用や通級指導の利用がなく、通常級での見守りだけでとなった場合であっても、「個別指導計画」の作成等で保護者と共に学校での指導・支援の内容を確認し、特別支援教育コーディネーターや教育委員会の相談窓口が中心となって、その年の担任と情報共有していく必要がある。

また、これらについて、保護者が「気になる」と感じた際に気軽に相談できる第三者的な立ち位置の教育相談部門が周知されているか、機能しているか、検討が必要であろう。

6 おわりに

本事案に関し、湯河原町いじめに関する調査委員会は、湯河原町教育委員会の附属機関として設置されたものであり、事務局は教育委員会学校教育課に置かれ、調査には一切関与せず、会議録の作成等の事務処理のみを担ってもらった。この体制により、調査の公平性及び中立性を確保した。

当該児童および関係児童への聞き取りに際しては、児童の人格的配慮および精神的負担を考慮し、保護者同席のもとで実施した。また、長時間に及ぶことのないよう、1校時時間（45分）を目安として行った。時間的制約により全てを聴取することは困難であったものの、質問内容を精査し、重要事項を確実に把握するよう努めた。

教職員への聴き取りについては、当該児童の[]担任までの教員、コーディネーター、校長の計4名から聴取した。いずれの教職員も高い能力と教育的信念を有し、学校運営方針や学級経営、児童指導等について熱意をもって語った。また、教職員間には相互尊重の姿勢が見られた。しかしながら、その関係性が反面として担任任せの体制を生み、組織として十分に機能しなかった可能性は否定できない。個々の努力があったにもかかわらず、重大事態を未然に防げなかった背景には、組織的対応の不備があったことは明白であろう。

本事案が重大化した要因としては、以下の3点があげられる。

- i) 初動対応の不備
- ii) 情報共有の不足
- iii) 組織的支援体制の構築が図られなかった

学校として、当該児童Aに対する組織的支援が十分に行われておらず、Aが「いじめ」を訴えた段階で速やかに背景を把握し、児童理解に基づく支援を講じていれば、重大化を防げた可能性がある。

学校として深く受け止めるべき事象である。また、本事案により、当該児童が長期にわたり心に深い傷を負い、その痛みが容易に癒えるものではないことも明らかである。この事実は、教育に携わる者として決して看過してはならない重い現実である。

以上の結果を踏まえ、学校は本報告書を基に、いじめ対応の在り方を教職員間で再度徹底し、児童一人一人の人権を尊重する教育の実践を強化すべきである。特に以下の5点の充実に努める必要がある。

- i) 兆候の早期把握
- ii) 迅速な情報共有
- iii) 保護者との連携強化を柱とした再発防止策の構築
- iv) 児童が安心して学べる環境づくり
- v) 心のケア体制

最後に、当該児童が今後の生活を円滑に営み、自立した歩みを進めていくことができるよう、小・中学校としても可能な限りの支援を継続すべきである。本件を教訓とし、二度と同様の事態を生じさせない教育環境の実現を強く求めるものである。

令和8年7月
湯河原町いじめに関する調査委員会